

支部相互扶助規程

支部相互扶助規程

東京税理士会武蔵野支部

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東京税理士会武蔵野支部（以下「支部」という。）が相互扶助の精神に基づき、支部に所属する税理士会員（以下「税理士会員」という。）の傷病による休業又は死亡による業務廃止の事実が生じた場合に、当該税理士会員又は家族の要請により、その税理士会員又は家族を援助するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、税理士会員に次の事実（以下「該当事実」という。）が生じたときに適用されるものとする。

1. 傷病による休業
2. 死亡による業務廃止

(届出及び受理)

第3条 税理士会員に該当事実が生じた場合に、税理士会員又はその家族が、この規程の適用を受けようとするときは、支部長にその旨を届け出なければならない。

- 2 支部長は、これを受理した場合は、遅滞なく相互扶助委員会（以下「委員会」という。）に付託するものとする。

第2章 委員会

(構成)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 1名
3. 委員 若干名

- 2 第5条第3項により委嘱された特別委員は、委員会の構成員とする。

(委員及び特別委員の選任)

第5条 委員は、税理士会員のうちから幹事会において選任する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

- 3 委員長は、必要と認めたとき、幹事会の議を経て、税理士会員の中から特別委員を委嘱することができる。

(委員及び特別委員の任期)

第6条 委員の任期は、支部役員の任期に準ずる。

- 2 特別委員の任期は、該当事実の処理が終結した時をもって終了するものとする。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を決定し処理する。

1. 援助申請の受理
2. 援助者の募集
3. 援助者の推薦
4. 援助期間又は委託期間及び援助金又は委託金の決定、受払等契約の斡旋
5. 被援助者の職員に対する就職の相談
6. 援助者、被援助者間の調査
7. その他必要と認めた事項

(援助者及び被援助者)

第8条 この規程において、援助者及び被援助者とは、次の者をいう。

1. 援助者とは、会員で委員会の推薦により、被援助者との間で決定された者をいう。
2. 被援助者とは、税理士会員又はその家族で、該当事実が生じた場合に、第3章又は第4章に定める援助を受ける者をいう。

(援助者の募集及び推薦)

第9条 委員会は、被援助者の意思を尊重し、遅滞なく会員から援助を希望する者を募り、これを被援助者に推薦しなければならない。

- 2 前項の場合において、被援助者が他支部の会員を援助者として希望したときは、委員会は支部長と協議して援助者として推薦することができる。

(援助者の義務)

第10条 援助者は、税理士法、東京税理士会会則及び同規則等を遵守しなければならない。

- 2 援助者は、前項に定める趣旨を被援助者に周知徹底を図らなければならない。

(意見の聴取)

第11条 委員会は、援助者、被援助者から意見を求めなければならない。

(被援助者の状況報告)

第12条 委員会は、必要に応じて次の事項に関し、被援助者から報告を求めることができる。

1. 関与先名簿及び関与度合並びに報酬の内訳

2. 家族の状況
3. 職員の状況
4. その他必要と認める事項

(援助者の状況報告)

第13条 委員会は、この規程によって援助が開始された事項について、その処理が終結するまで遂行状況を観察するものとする。

- 2 委員会は、期限を定め、援助者から、業務受託又は関与先引き継ぎの状況等について、援助経過の報告を求めることとする。

(裁定)

第14条 委員会は、関係当事者からの申し出により、再引き継ぎ又は条件の変更その他被援助者の業務復帰不能な場合等この規程の運用について、著しい支障があると認められるときは、諸般の事情を勘案して適切な裁定を行う。

(決議)

第15条 委員長は、委員会を招集し議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、出席委員の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

(記録)

第16条 委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した委員が署名して保存する。

- 2 前項に規定する議事録は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、署名押印に代わる措置をとらなければならない。

(援助の終結)

第17条 委員長は、援助の終結後、遅滞なくその顛末をとりまとめ、支部長に報告するものとする。

第3章 傷病による休業の場合の援助

(委託期間)

第18条 援助者に対する委託期間は、被援助者が届出、かつ、委員会が承認した期間とする。ただし、その期間は第14条の規定（裁定）により短縮又は延長することができる。

(委託金)

第19条 傷病による休業の場合、被援助者は援助者に対して委託金を支払う。

- 2 被援助者の支払う委託金は、委託関与先の援助開始時における収入金額（月額顧問料、記帳

及び決算料等の合計額)を勘案して決定する。

- 3 援助期間中に委託関与先の解約、報酬の減額又は未収入金の回収が不能になったときは、委員会の承認を得て委託金額の修正をすることができる。

第4章 死亡による業務廃止の場合の援助

(業務の承継)

第20条 援助者は、遅滞なく死亡税理士会員の関与先の意向を確認し、承継するものとする。

(援助期間)

第21条 被援助者に対する援助金の支払期間は3年とする。ただし、その期間は第14条の規定(裁定)により短縮又は延長することができる。

(援助金)

第22条 死亡による業務廃止の場合、援助者は被援助者に対して援助金を支払う。

- 2 被援助者に支払う援助金は、承継する関与先の援助開始時における収入金額(月額顧問料、記帳及び決算料等の合計額)を勘案して決定する。
- 3 援助期間中に受託関与先の解約、報酬の減額又は未収入金の回収が不能になったときは、委員会の承認を得て援助金の修正をすることができる。

第5章 補則

(疑義の決定)

第23条 この規程に定めのない事項又は定められた事項について疑義を生じたときは、委員会の協議により決定し、幹事会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃については、委員会で審議し、幹事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和3年12月7日から施行する。